様式を次のように改める。

様式

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第１項又は第２項の規定による

立　入　検　査　証

官職及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

写

押　出
スタンプ

真

主務大臣（経済産業局長・都道府県知事・市長）　　印

（裏面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～11　（略）

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二　（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

附　則

この命令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

○内閣府・国土交通省令第九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。附則第三項及び第四項において「住宅品質確保法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条第二項第五号ただし書中「第二号」の下に「若しくは同法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」を加える。

別記第六号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この命令の施行の日前に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書（以下この項において単に「住宅性能評価書」という。）は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅性能評価書とみなす。

４　この命令の施行の日前に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による検査報告書並びに別記第十号様式による通知書並びに別記第十一号様式による検査報告書は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による通知書並びに別記第十号様式による検査報告書とみなす。